

# 合同会社 T-RADIANCE

## 身体拘束等の適正化のための指針

～基本的な考え方～

### 1、身体拘束について

障害者福祉施設従事者等による身体的虐待としては障害者虐待防止法第2条第7項第1号により、「障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」と定義され、正当な理由のない身体拘束は虐待にあたりとされています。身体拘束の具体的な内容として、以下の行為が該当します。

これらはあくまで例であり「利用者の生活の自由を制限し、利用者の尊厳ある生活を阻む行為」という観点から身体拘束の該当性を判断します。

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着させる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限させる。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

### 2、身体拘束が例外に認められる場合の要件について

1)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日付厚生労働省令第172号）第48条等、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日付厚生労働省令第171号）第73条等において「・・・利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行なってはならない。」「・・・やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。」とされています。

2)障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和2年10月版）において、やむを得ない場合の要件や手続きについては次のとおり記載されています。

#### ア やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

やむを得ず身体拘束を行う場合には以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行います。

##### ① 切迫性

利用者本人又は他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件になります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

##### ② 非代替性

身体拘束その他行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他の代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

##### ③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件になります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

#### イ やむを得ず身体拘束を行う手続き

##### ① 組織による決定と個別支援計画書への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議において組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、児童発達支援管理責任者が運営規定に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切となります。また必要に応じて相談支援専門員の同席も検討します。身体拘束を行う場合には個別支援計画書に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする

解消の時間等を統一した方針の下で決定していくために行うものとなります。ここでも利用者個々のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要となります

② 本人・家族への十分な説明（身体拘束同意書へのサイン）

身体拘束を行う場合には、利用者本人や家族に十分に説明を行い、了解を得ることが必要になります

③ 行政への相談・報告

行動制限・身体拘束をする場合市町村の障がい福祉課や虐待防止センター等、行政に相談・報告して、行動制限・身体拘束も含めた支援についての理解を得ることも重要です。強度行動障害のある利用者支援の中で、事業所で様々な問題を事業所で抱え込んでしまうことがあります。事業所で抱え込まないで、関係する機関と連携する事で支援について様々な視点からのアドバイスや情報を得ることができます。行政に相談・報告することで、支援困難な事例に取り組んでいる実態を行政も把握できることとなります。また行動改善の取り組みの進捗についても定期的に報告することで、組織的且つ計画的に行動改善に向けた取り組みの推進を図ることにつながります。

④ 必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その熊様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由等必要な事項を記録します。

### 3、身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです、当法人では利用者の尊厳と主体性を尊重し拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが利用者の特性を理解し拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努め、身体拘束を行う必要性を生じさせないために日常的に以下のことに取り組んでいきます。

① 利用者主体の行動、尊厳のある生活の場を提供します

② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。

③ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し個々に応じた丁寧な対応をします。

- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由を安易に妨げる様な行動は行いません
- ⑤ 安易に「やむを得ない」として拘束に準ずる行為を行なっていないか、常に支援者同士で振り返りをおこなう

#### 4、身体拘束廃止及び適正化に向けた組織体制

##### ① 身体拘束適正化検討委員会の設置

法人内にある「虐待防止・個人情報保護委員会」内に身体拘束適正化検討委員会を設ける

##### ○設置目的

- ・事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手順
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

##### ○身体拘束適正化検討委員会の開催

委員会の開催は年度に1回以上の開催とし必要に応じてその都度開催します。

##### ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備を図る

指針が書面だけにならない様、日々の業務に指針が盛り込まれる様にする

##### ③ 身体拘束等の適正化のための職員研修の実施

##### ○研修の目的

職員の身体拘束等に関する知識、スキルを高め実際に身体拘束等に接する際に適切に対応できる力をつける目的のために行う（年度に1回以上）

##### ○レポートの提出

研修を受けた職員は指定のレポートに日時、氏名、研修名、研修資料を挟みレポートを研修を受けた1週間以内に管理者へ提出するまた研修の内容は他の研修と併用でもいいがレポートは分けて報告する

#### ④ やむを得ず身体拘束を行う、行なった場合の報告等

##### ○会議の実施

やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化のための検討委員会を中心として拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかの検討・確認をします。要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間等を決めます。

また廃止に向けた取り組み改善の検討会も開催します。

##### ○本人や家族に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し理解が得られるように努めます。

##### ○記録と再検討

身体拘束の内容、時間帯、心身の状況、やむを得な勝った理由などを記録します。

身体拘束の解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。

身体拘束適正委員会メンバー （令和4年4月1日現在）

委員長

山城 善史(MANA 管理者)

委員

幸地 栞里(MANA 児発管)

宇榮原 雄樹(NICO 管理者)

屋我 大輝(colors Plus 管理者)

兼次 崇仁(行政書士 外部委員)